

議 事 録

会議名	令和元年 第9回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和元年9月25日(水)午後1時30分から	開催形態	公開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	<p>農業委員            会長：8番 磯川 浩            委員：1番 金子隆夫 2番 大久保泰明 3番 中村基寛 4番 市川澄雄            6番 福岡喜輝 7番 三留豊正            農地利用最適化推進委員            南部地区 小島新弥 北部地区 露木常夫</p> <p style="text-align: right;">合計9名</p>		
欠席委員	5番 相田孝 中部地区農地利用最適化推進委員 相原善久		
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい 主幹：角田直幸 主査：広田智之 主任主事：小宮正道		
傍聴人			
議 事	<p>日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について            日程 第2 農地法第4条の規定による許可申請について            日程 第3 農地造成工事期間延長承認願について            日程 第4 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について            日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について            日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について</p>		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和元年第9回定例総会を開会いたします。            農業委員出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。            本日の議事録署名人に、7番と8番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。            初めに、日程第1農地法3条の規定による許可申請について、議案番号56号を上程いたします。本案件について、中部地区農地利用最適化推進委員が関係人になっていますが本日は欠席のためこのまま進行します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号56号を朗読)            (説明) 当案件は、位置図にありますとおり小谷の農用地区域内の1筆です。譲受人は譲渡人の甥で、以前から譲渡人が耕作出来なくなった当地を草刈り、耕うんして管理の協力をしていました。現在8,376.3㎡の田畑を譲受人、譲受人の妻、譲受人の子3名で耕作しており、水稻、いちご、露地野菜を作付しています。また、トラクター、田植機、脱穀機、耕運機を所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は、500mで徒歩10分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、農地利用最適化推進委員は利害関係人になりますので私から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をいたします。2番からお願いします。</p>		

2 番：先日現地調査をしました。申請地は以前から譲受人が草刈り、耕うんなど管理していたものですので問題ありません。

会 長：先日現地調査に行ってきました。譲受人は営農しておりますので、遊休農地化の恐れはないと思います。

会 長：以上でございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号56号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号56号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて日程第2農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号57号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号57号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある農業振興地域内農地1筆です。転用事業の内容は、貸車両置場で、中古車販売の事業者が事業拡張で車両の置場が不足するため当地を利用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員の私から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

会 長：先日現地調査に行ってきました。申請地は市街化区域から近く、隣接農業用水には土留めを施す予定ですので他の農地への影響はないと思います。以上でございます。続いて北部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

北部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。申請地は、北側は畑とハウス、西側は道路、南側は住宅、東側も以前農地転用した場所でありますので、水稻を継続するのは難しいと考えますので、農地転用することは仕方ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号57号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号57号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第3農地造成工事期間延長承認願について、議案番号58号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局：（議案番号58号を朗読）

（説明）本案件は、位置図にありますとおり大曲地区の農用地区域内にあります農地で現況は田です。当地は平成31年3月22日に農地造成工事施工承認願が提出され、平成31年4月の定例総会で審議議決、平成31年4月

26日付けで農地造成工事施工承認済証を発行しています。承認後代理人は農地造成工事の準備をしていましたが、田植が始まってしまい農業者への影響を考え着手を延期していたとのこと。この度農地造成工事期間延長承認願が提出され、稲刈り終了後の11月から工事を着手し、令和2年1月末日まで工

期を延長したいとの申請がありました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の3番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：先日現地調査に行ってきました。工期延長の申請ですが理由を考えると承認することが妥当であると考えます。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号58号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号58号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

続いて、日程第4、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号59号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号59号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の3番と事務局で1筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の3番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：先日現地調査に行ってきました。作付けされていたものは「はるみ」で農地として管理されておりました。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号59号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号59号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。続いて議案番号60号を上程いたします。

本案件について、北部地区農地利用最適化推進委員が関係人になっていきますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入席、着席していただきます。

(北部地区農地利用最適化推進委員 退席 退出)

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号60号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の2番と事務局で15筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の2番から現地調査の結果並びに補足説明をお

願います。

2 番：先日現地調査に行ってきました。どの農地もきれいに耕作しておりました。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号60号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号60号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

(北部地区農地利用最適化推進委員 入室 着席)

続いて議案番号61号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号61号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の市川委員と事務局で5筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の4番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：先日現地調査に行ってきました。特例農地は小動、宮山地区で相続人は施設園芸で家族経営しています。鉢物、ポット苗、野菜苗の生産がされており、全て農地として管理されておりました。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号61号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

次に日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号81号から82号の2件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号83号から89号の7件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：農地法第4条第1項第7の規定による転用届出については、議案書のとおり2件。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出については、議案書のとおり7件、それぞれ届出がありました。

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

(特になし)

会 長：では、以上をもって、令和元年第9回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。

資 料	1. 令和元年第9回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 三留 豊正 議事録署名人 磯川 浩

本議事録は、令和元年10月28日、承認・署名を得て確定しました。